

福岡県新型コロナウイルス等対策 行動計画について

● 行動計画の法的な位置づけ

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法において、政府は「新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画」（＝政府行動計画）を定めることとされている。
- また、同法において、都道府県は政府行動計画に基づき「当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画」（＝都道府県行動計画）を定めることとされている。
- なお、感染症法において、都道府県は感染症予防計画と行動計画の整合性を確保するよう義務付けられている。

《参考》 新型インフルエンザ等対策特別措置法

政府行動計画

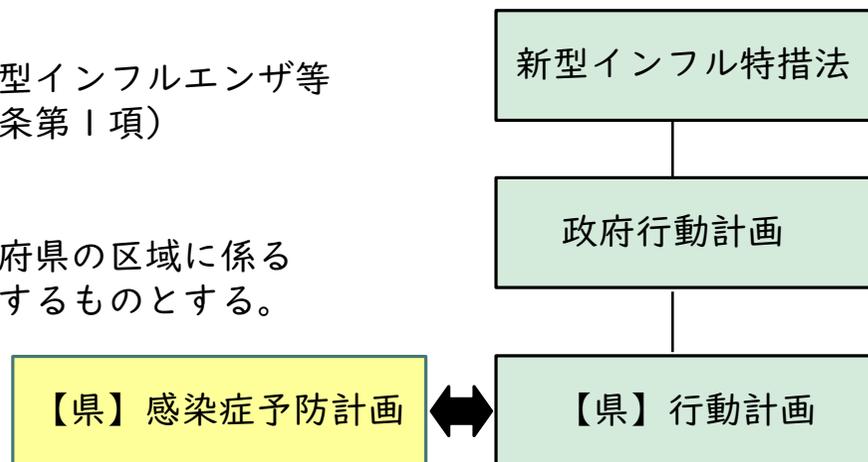
- ・ 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるものとする。（第6条第1項）

都道府県行動計画

- ・ 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。（第7条第1項）

《参考》 感染症法

- ・ 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、（略）都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。（第10条第8項）



● 感染症法と新型インフル特措法の位置づけ

● 感染症法

- ・一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症
- ・**新型インフルエンザ等感染症**
- ・指定感染症
- ・新感染症

● 新型インフル特措法

- ・**新型インフルエンザ等感染症**
 - ・指定感染症
 - ・新感染症
- ⇒全国的かつ急速にまん延し、かつ、**病状の程度が重篤となるおそれがあり**、また、**国民生活及び国民経済に重大な影響**を及ぼすおそれがある

対象

目的・概要

- ・ 感染症の発生予防及びまん延防止により公衆衛生の向上及び増進を目的
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を規定

- ・ 国民の生命及び健康の保護、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化を目的
- ・ 迅速な初動対応のための体制や、経済社会全体にわたる総合的な対策を統一的に講じるために必要な措置を規定



● 県行動計画の概要

- 県では、政府行動計画に基づき、県行動計画（福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画）を策定し、政府行動計画が改定された場合は、県行動計画を改定している。
- 県行動計画では、本県における新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方や実施する主な措置等を示している。

| 政府行動計画 構成 ※改定前 | 県行動計画 構成 ※改定前 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| I. 始めに | I. 始めに |
| 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 | 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 |
| 2. 取組の経緯 | 2. 取組の経緯 |
| 3. 政府行動計画の作成 | 3. 県行動計画の策定 |
| | 4. 新型インフルエンザとは |
| | 5. 新型インフルエンザの感染経路と感染予防策 |
| II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 | II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 |
| 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 | 1. 新型インフルエンザ等対策の目的 |
| 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 | 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 |
| 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 | 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 |
| 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 | 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 |
| 5. 対策推進のための役割分担 | 5. 対策推進のための役割分担 |
| 6. 政府行動計画の主要6項目 | 6. 県行動計画の主要6項目 |
| 7. 発生段階 | 7. 発生段階 |
| III. 各段階における対策 | III. 各段階における対策 |
| 未発生期 | 未発生期 |
| 海外発生期 | 海外発生期 |
| 国内発生早期 | 県内未発生期～県内発生早期 |
| 国内感染期 | 県内感染期 |
| 小康期 | 小康期 |

● 県行動計画の改定

【政府行動計画の改定】

- 今回、政府行動計画が新型コロナの対応を踏まえ、全面的に改定されたため、県行動計画を改定する必要がある。

| 政府行動計画 構成 ※改定前 | 政府行動計画 構成 ※改定後 |
|--|--|
| I. 始めに 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 2. 取組の経緯 3. 政府行動計画の作成 | 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 第2章 政府行動計画の作成と感染症危機対応 |
| II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 5. 対策推進のための役割分担 6. 政府行動計画の主要6項目 7. 発生段階 | 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 第3章 政府行動計画の実効性を確保するための取組等 |
| III. 各段階における対策 未発生期 海外発生期 国内発生早期 国内感染期 小康期 | 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 第1章 実施体制 第2章 情報収集・分析 第3章 サーベイランス 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第5章 水際対策 第6章 まん延防止 第7章 ワクチン 第8章 医療 第9章 治療薬・治療法 第10章 検査 第11章 保健 第12章 物資 第13章 国民生活及び国民経済の安定の確保 |

対策時期で整理

対策項目で整理

● 県行動計画の改定

【基本的な考え方】

- 県行動計画の改定に当たっては、新型インフルエンザ等対策を所掌する福岡県感染症対策連携協議会及び医療専門部会において検討することとし、具体的な協議については医療専門部会において行う。

- ※ 福岡県感染症対策連携協議会及び医療専門部会の所掌事務
 - ・ 感染症予防計画の策定等に関する事項
 - ・ 新型インフルエンザ等感染症等の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策に関する事項
 - ・ その他感染症対策の総合的かつ計画的な推進に関する事項

- なお、新型インフル特措法において、県行動計画を改定しようとするときには、感染症以外の学識経験者の意見を聴くこととされていることから、医療専門部会に委員等（検疫所、法律分野、経済分野）を追加する。

- ※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法
第七条
 - 3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。（第7条第3項）
 - 9 第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。

● 県行動計画の改定

【スケジュール（予定）】

- 今後、会議については、福岡県感染症対策連携協議会を年2回程度、医療専門部会を年3回程度開催していく。

| 時期 | 主な内容 |
|--------|------------------------------------|
| 令和6年8月 | 第1回 福岡県感染症対策連携協議会 |
| 9月 | 第1回 福岡県感染症対策連携協議会 医療専門部会（計画骨子案の検討） |
| 10月 | |
| 11月 | 第2回 福岡県感染症対策連携協議会 医療専門部会（計画素案の検討） |
| 12月 | パブリックコメント（計画案） |
| 令和7年1月 | 第3回 福岡県感染症対策連携協議会 医療専門部会（計画案の検討） |
| 2月 | 第2回 福岡県感染症対策連携協議会（計画案の決定） |
| 3月 | 計画策定 議会報告 公表 |